

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。



- ② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなければならない。



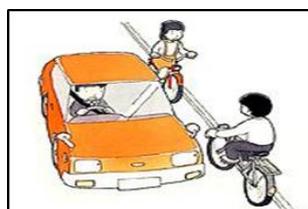
- ③ 雨が降っているときは、ゆっくりと走る場合は傘をさしながら自転車に乗ってもよい。



- ④ 歩道で自転車同士が行き違う時は、自分から見て左側によけるようにする。



- ⑤ 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。



交通安全テスト 平成29年6月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。【×】

A：中学生・高校生同士等の自転車の二人乗りは認められていません。

● 道路交通法57条第2項（乗車又は積載の制限等）

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

※ 自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りは禁止されています。

ただし、特別な場合として下記のとおりは認められています。

● 大阪府道路交通規則第11条第1項第1号（軽車両の乗車又は積載の制限（抜粋））

二輪の自転車の乗車人員は一人を、三輪の自転車の乗車人員はその乗車装置に応じた人員を超えないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

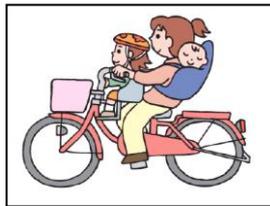
ア 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満）1人を幼児用座席に乗車させる場合



イ 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



ウ 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（イに該当する場合を除く）



○



×

<指導のポイント>

中学生・高校生同士等の二人乗りは認められていません。

二人乗りは絶対にやめましょう。

② 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去っても、警察に交通事故の届出をしなければならない。【○】

A：交通事故があった時は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、警察に事故の届出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 報告義務違反
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立去るとひき逃げなどの疑いで取り調べられる場合があります。

交通事故を起こした場合は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、自分で110番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません。

③ 雨が降っているときは、ゆっくりと走る場合は傘をさしながら自転車に乗ってもよい。 【×】

A：傘をさしながら自転車を運転してはいけない。

- 道路交通法第71条第1項（運転者の遵守事項（抜粋））
車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
6 道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項
- 大阪府道路交通規則第13条第1項（運転者の遵守事項（抜粋））
法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
2 傘を差し、物を担ぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。

<指導のポイント>

傘を差して自転車を運転することは、視野を妨げたりバランスを崩すおそれがあるため禁止されています。

傘を差したり、物を手やハンドルに提げながらの運転は大変危険です。両手で確実にハンドルを握って自転車を運転しましょう。

また、自転車に乗りながら傘を差すと、傘の先が歩いている人の目の高さになり、歩行者に怪我をさせてしまうこともありますので、絶対にやめましょう。

雨の日に自転車に乗るときは、レインコートを着用するようにしましょう。

④ 歩道で自転車同士が行き違う時は、自分から見て左側によけるようにする。【○】

A：自分から見て左側によけるようにしましょう。

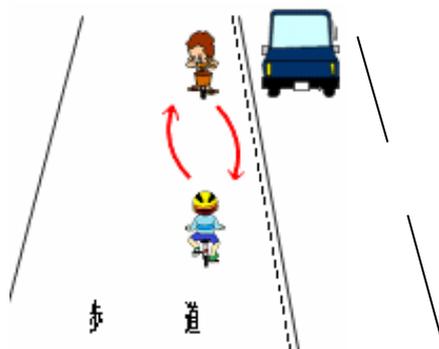
● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(10) 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

<指導のポイント>

対向する自転車同士がお互い歩道の車道寄りを走行すれば、衝突、接触することになります。

自転車で歩道を走行中、前から自転車が走行してきた時は、十分に速度を落とし、お互い譲り合いながら、相手の自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。



⑤ 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。【×】

A：車道の左側端を走行しなければならない。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等）

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。

